

平成31年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成31年3月4日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第5 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第1号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第2号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第3号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第4号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 平成30年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第6号 平成31年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第13 議案第7号 平成31年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第14 議案第8号 平成31年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第9号 平成31年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 平成31年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第11号 平成31年度宇治田原町下水道事業会計予算
- 日程第18 議案第12号 宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第13号 指定管理者の指定について(宇治田原町お茶の京都交流拠点施設)
- 日程第20 議案第14号 和解及び損害賠償の額の決定について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷 信夫 君
副町長	山下 康之 君
教育長	奥村 博巳 君
総務部長	奥谷 明 君
健康福祉部長	久野村 観光 君
建設事業部長	野田 泰生 君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川 剛 君
教育部長	光嶋 隆 君
総務課長	清水 清 君
企画財政課長	矢野 里志 君
税住民課長	長谷川 みどり 君
介護医療課長	廣島 照美 君

健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	垣内清文君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	青山公紀君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君
学校教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

平成での定例会は、これが最後の定例会でございます。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷口 整） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、山本精議員と10番、浅田晃弘議員を指名いたします。

以上の2名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（谷口 整） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月28日までの25日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月28日までの25日間と決定いたしました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（谷口 整） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理をいたしました陳情書3件につきましては、お手元に配付をしておりますとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお祈りを申し上げます。

これにて、諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

3月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の冬は暖冬と思われるものの、風は冷たく寒い日が続いておりましたが、ようやく寒さも和らぎ、春の訪れを感じる季節となつてまいりました。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

本日は、平成31年第1回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜りまして、ここに開会できますことを心から厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、平成最後の施政方針となります、平成31年度における宇治田原町政の推進に臨みます所信の一端を述べさせていただきます。議員各位並びに住民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私が宇治田原町政をおあずかりさせていただくことになり、早いもので2期目の折り返しとなり、7年目を迎えました。今日まで大過なく町政を進めてこられましたのも、議員各位をはじめ、住民の皆様方から賜りました温かいご理解とご協力、そして町職員の努力の積み重ねによるものと深く感謝を申し上げます。

この間、私は、今、このまちに暮らす住民の皆様はもちろん、20年、30年、50年先の住民の方々に対しても、希望と責任が持てるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。

住民も行政も百万一心、心を一つに力を合わせて、「好きやねん うじたわら」と言っただけのまちづくりを進めていくことが最重要であると一貫して申し上げてまいりました。この信念は不変であり、引き続き、西脇京都府政との協調を深める中、宇治田原町のさらなる発展と1万住民の皆様方の幸せのため、粉骨砕身努めてまいる決意でありますので、皆様方の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最初に、平成31年度の町政運営に当たって、最重要三本柱への思いを述べさせていただきます。

1点目は「みちづくり」、すなわち都市計画道路宇治田原山手線の整備、2点目は「拠点づくり」としての役場新庁舎の建設事業、そして、「未来づくり」として人口減少対策、移住・定住対策の推進であります。

平成31年度予算案における施策については後ほど申し上げますが、三本柱は、それぞれの取り組みが連関することにより、足し算ではなく、掛け算の相乗効果を発揮するものであります。いずれも欠けることなく、一体的に進めることが何よりも重要であり

ます。

三本柱の取り組みを力強く推し進め、新時代のその先の明るい未来へ向けた施策を軌道に乗せる、これが2期目の私に課せられた至上命題であると認識しており、これに對しまして全身全霊で取り組んでまいりますことを、まずもってお誓い申し上げます。

それでは、平成31年度予算全体に対する考え方について申し上げます。

現在、国政においては、第198回通常国会が開会されており、安倍内閣が政権の課題と位置づける少子高齢化対策をはじめとする予算や、政策の審議が継続されることから、まずはその動向を注視し、本町への影響を検証いたしますとともに、国及び府における広域的施策への連携、対応をしっかりと図ってまいります。

日本経済は緩やかに回復していると言われていますが、我々地方の立場にあつては、いまだその途上に感じられるところであります。

このような中、本町の財政状況につきましても、歳入における町税や各種交付金等の一般財源の大幅な増加を見込むことが困難な中、引き続き社会保障費等の義務的経費の増加が見込まれますとともに、大型建設事業の本格実施により、中長期的にはさらに厳しい状況へ向かう見通しとなっています。

一方で、地域の創生、そして自治体間競争の流れにあつて、本町が第5次まちづくり総合計画に掲げる持続可能なまちづくりを進めるためには、新市街地の整備などの未来への投資による将来的な税収と財源の確保のほか、自ら行財政改革に取り組むことで、住民の皆様にとっての重要度を見定めた施策展開を図っていかねばなりません。

折しも平成31年度は、第5次まちづくり総合計画の前期基本計画及び同計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略共通の重点的に取り組むべき施策群であるまちづくり戦略の最終年でありますことから、その総仕上げに努めますとともに、同計画・戦略の改定を通じて現状把握や課題の洗い出しと新たなまちづくりの目指すべき方向性を明らかにし、さらなるまちの発展と地域創生を目指した施策を推進してまいり所存でございます。

こうした中、平成31年度は、三本柱に位置づける大型の整備事業がさらに大きく動き出すとともに、国政、府政、そして社会経済情勢の動きにも敏感に対応する、過去最大規模の当初予算案を編成したところでございます。

それでは、平成31年度の主要な施策について、第5次まちづくり総合計画に掲げる4つのまちづくり目標及び2つの行政基本姿勢に沿って申し上げます。

まず、住民の健康を守るため、保健・医療体制の充実を図るとともに、暮らしの不安

要因を減らし、安心して暮らせるまちづくりを推進する「健やかに安心して暮らせるまち」であります。

人生100年時代が訪れようとしている今、幾つになっても元気に生き生きと暮らす健康寿命を延伸することは重要な課題でございます。

健康への意識は、高齢になるにつれて関心が高まる傾向にあります。しかし、健康は、生活習慣病に代表されるように、日々の生活の積み重ねが大きく影響するわけでございます。つまり、若い世代も含めた一人一人のライフステージに応じた健康づくりが重要となってまいります。これらライフステージごとの取り組みの方向性をはじめ、今後の健康増進の体系的な施策展開や健康寿命の延伸を目的とする第2次健康増進計画の策定を2カ年かけて行ってまいります。

より若い世代の生活習慣病等の予防を図るため、生活習慣病予防健康診査の受診対象について、20歳代から30歳代を中心に拡充してまいります。

自らが行う運動のきっかけづくりとして、新たにウォーキング講座を開催するとともに、引き続き、町が行う各種健康事業や健康診査への参加を促すための応援ポイントキャンペーンを実施する中で、「自らの健康は自らの手で」という意識の高揚と健康増進を図ってまいります。

加えて、平成31年度は、誰もが生涯の各時期にわたってスポーツに親しみ、さらなる健康の増進や心豊かな地域づくりを目指すため、新たな町生涯スポーツ振興プランの策定を進めてまいります。

団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題を控え、高齢化の進展により介護予防や生活支援のニーズは一層高まるとともに、認知症対策の取り組みが求められています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護サービスを利用していない高齢者世帯等を対象とするおたっしや訪問など、きめ細やかな取り組みを継続してまいります。

さらに、地域資源を生かした地域全体で高齢者を支える介護予防事業等に取り組みますとともに、認知症対策として、専門的な知識・技能を有する医師等による認知症初期集中支援チームにより、対象となる高齢者やその家族に対する包括的なサポートを実施してまいります。

障がい者が住み慣れた地域社会で自立した生活と自己実現を図ることは大きな願いであります。このため、居宅介護や通所などの障がい福祉サービスのほか、コミュニケー

ション支援や移動支援などを実施してまいりますとともに、地域社会環境の充実を図る観点から、手話をはじめとする障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の導入や普及啓発について、関係団体と協議しながら進めてまいります。

さらに、障がい者が必要な情報を手に入れ、また相談ができるよう、町による相談体制に加え、町内の社会福祉法人が専門的・広域的なサービス調整と相談支援事業における基幹的な役割を果たすための支援を行い、障がい者の地域での安心と生活の向上を推進してまいります。

地域福祉においては、引き続き社会福祉協議会や民生児童委員協議会における地域に根差した活動を支援することにより、地域ぐるみでの支え合いを進めてまいります。

暮らしの安心と安全は、私が常々申し上げております「好きやねん うじたわら」と言っていたくための大前提であります。

防災・減災のために重要となるものは情報でありますことから、防災マップの改訂と住民の皆様への周知に努めますとともに、平成27年度に策定した情報伝達システムの整備に係る基本構想に基づき、引き続き新たな情報伝達システムの整備を進めてまいります。

大きな災害になればなるほど重要となる、住民自らや住民同士による取り組みである「自助・共助」、ご近所同士の助け合いである「近助」。災害時のみならず平時においても、これらと公的機関の公助を組み合わせた安全対策が重要となりますが、その礎となるのが地域の防災力の強化であります。

地域の安心・安全の要であります消防団の活動に対する装備品、資機材の整備のほか、町内の全ての区・自治会で自助・共助・近助の考え方にに基づき実践いただいている自主防災組織における活動や防災物品に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、土砂災害、豪雨、地震に対する総合的な訓練を関係機関と連携、協力して実施することにより、地域住民の防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、広域交通と連携のとれた町内交通の利便性の向上や、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進する「便利で快適に過ごせるまち」であります。

冒頭でも強い思いを申し述べさせていただきましたが、最重要三本柱のみちづくりと拠点づくりにつきましては、本町の土地利用構想とまちづくりの根幹をなす事業であります。

平成35年度に予定される新名神高速道路の開通は、本町の将来とまちの構造に劇的な変化と飛躍をもたらす可能性を秘めており、このインパクトを最大限に活用するための都市基盤整備を積極的に進めていくことが極めて重要であります。

私のまちづくりの一丁目一番地であります1本目の柱、都市計画道路宇治田原山手線の整備については、京都府において、南バイパス以東から贅田及び立川地区にまたがる新市街地まで、第1期整備区間として事業着手いただいているところであります。また、国道307号以北についても、西日本高速道路株式会社への工事委託のもと、整備を進めているところであります。

引き続き、京都府をはじめとする関係機関と協議を重ね、また協調を強めながら、住民の安心・安全のための必要不可欠な道路として早期の全線開通に向け、都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議の皆様とともに、官民一体となった「オールうじたわら」での取り組みをしっかりと進めてまいります。

2本目の柱、役場新庁舎の建設事業については、災害対策活動の拠点や住民サービスの向上のため必要不可欠なものであり、これまで、さまざまな観点からの検討を踏まえ、新庁舎建設基本構想並びに同基本計画を策定し、事業を進めてまいりました。

引き続き、平成32年度の供用を目指して、平成31年度は新庁舎本体の建設に本格的に取りかかってまいります。また、隣接地には、住民の皆様の日常の憩いの場として、災害時に緊急避難場所としての機能をあわせ持つ都市公園の整備に着手してまいります。

新庁舎のこの場所での建設及び山手線の整備により、新都市創造ゾーンにおける都市機能を牽引する極めて重要な旗印とすべく、事業を強く進めてまいりたいと考えているところであります。

町内の道路施設整備についてですが、京都府で整備を進めていただいていた国道307号奥山田バイパスが今月24日、開通する運びとなりました。国道307号は、昨年7月の西日本豪雨等の影響で大渋滞が発生したところではありますが、今般の供用により大きく改善されるものと考えます。この間の京都府をはじめとする関係各位の努力に感謝を申し上げます。

また、地域内の道路交通施設に目を向けますと、昨年の西日本豪雨が町道郷之口高尾線の通行止めなど、日常生活に大きな影響をもたらしたことは記憶に新しいところです。このことから、大規模災害を想定した地域住民の避難経路や迂回路の確保を検討するための調査を被災想定地区等において実施してまいります。

さらに、新都市創造ゾーンと既存集落とを結ぶ連絡道路の整備を推進してまいります。

加えて、住民生活の利便性・快適性の確保と安全で災害に強い道路整備を計画的に進める観点から、引き続き町道の整備改良と橋梁等の長寿命化修繕に取り組みます。

鉄軌道のない本町においては、住民の生活の足となる公共交通の充実が重要です。有識者や住民代表による地域公共交通会議での交通体系の検討結果を踏まえ、平成29年8月には、利用者を限定していた福祉バスを、誰もが無料で利用できる町営バスとして運行を開始しました。今後も、地域により運行するコミュニティバスやバス事業者による路線バスとあわせた利用推進を図りながら、公共交通体系について協議を進め、本町の地域事情に応じた、より便利で使いやすい生活交通ネットワークの構築を進めてまいります。

本町の美しい緑に囲まれた豊かな自然環境は貴重な資源であり、みんなで守り、次代に引き継いでいかなければなりません。このため、環境保全に取り組む上での共通の環境像や理念を示す環境保全計画のもと、その推進主体であるエコパートナーシップうじたわらの活動を支援し、持続可能な社会づくりを進めてまいります。

住民の皆様の日々の生活を支える安全な水道水を安定的に供給していくため、湯屋谷地区配水管の更新など、各施設・設備の整備に取り組みます。

下水道事業につきましては、計画的に整備を進める中、平成31年度は工業団地の整備に取り組んでまいります。また、将来にわたり安定した事業運営を継続するため、地方公営企業法の適用を開始し、経営状況の明確化と透明化の向上を図るとともに、さらなる経営健全化を推進します。

次に、人口流出に歯止めをかけるため、地域の歴史・文化、お茶を核とした地域資源を活用しながら、産業振興や観光交流、雇用の場の創出につなげ、多様な世代で賑わうまちづくりを推進する「活気にあふれる交流のまち」であります。

最重要三本柱の3つ目の柱である移住・定住対策は、本町のまちづくりのバトンを平成の先の時代、さらには、その先の時代へつなぐための取り組みです。観光交流や雇用・起業創出の促進、地域ブランドの発信やシティプロモーションを通じて本町のことを知ってもらい、訪れてもらって、子育て世代などに移住していただく。そして、移住者が地域に入ることで、まちが活性化する。関連する取り組みを確実に前へと進めることにより、この好循環を生むことができれば、新時代のその先の未来に住む方へ活力あるまちづくりのバトンを託せるのではないかと考えております。

まず、第5次まちづくり総合計画に掲げる「ハートのまち」や、今年度策定したキャッチフレーズ・ビジュアル「うじたわらいく」を打ち出した移住・定住プロモーション

をさらに積極的に展開してまいります。

これまで、他市町にはない本町のいいところを掲載した冊子の作成やポータルサイトの構築を行い、都市圏等に住む子育て世代・世帯をメインターゲットにシティプロモーションを進めてきております。これら媒体に掲載されている内容は、シビックプライドの醸成をも図れるものであり、定住にも寄与するものと考えております。

本町の移住定住プロモーションは、町内外へのシティプロモーションはもとより、地に足をしっかりとつけた町内シビックプライドの醸成という2軸を踏まえた展開が重要であると考えているところでございます。この2軸の視点で新たな広告やSNSを活用した取り組みを実施するほか、新たな取り組みとして、「ハートのまち」を標榜している全国自治体と連携企画を検討していくとともに、地域ブランドとまちの強みの掘り起こしにより新たな魅力の発見と発信のため、ふるさと納税の取り組みを拡大してまいります。加えて、民間による「ハートのまち」PRを進めるための関連商品開発等を引き続き支援します。

本町への移住を希望する方に対して、暮らしを体験できる入り口と機会づくりとして、今年度に整備・開設の町内空き家を活用したお試し住宅により、地域住民の方々との連携、また協力をいただきながら、移住希望者が地域になじみ、また溶け込み、定住する仕組みづくりを進めてまいります。

また、移住者の受け皿ともなります空き家等に関する施策については、平成29年度に策定した空家等対策計画に基づき、空き家を活用する移住者・事業者等への支援のほか、所有者側に立ったきめ細かな支援のため、新たに京都司法書士会との連携協力を進めるなど、総合的に対策を実施してまいります。

次に、観光まちづくりについてですが、観光振興計画に基づき、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを進めてまいります。

平成29年度に本町を含む京都府南部地域でさまざまなエリアイベントが行われた「お茶の京都」をレガシーとして、交流機運を継承していくため、観光交流にかかわる方々に参画いただく観光まちづくり会議を中心に、本町の地域性に合わせた観光魅力の創出、情報発信を進めてまいります。

日本遺産に登録された湯屋谷地域と、本町の西の玄関口、西ノ山集団茶園を展望できるふれあい交流施設、これら2カ所をお茶の京都交流拠点として整備してまいりました。

昨年オープンした宗円交遊庵やんたんは、地域のにぎわいの創出にも資するよう、地域住民の主体的な管理運営の支援を継続してまいります。

さらに、町内の観光資源のネットワーク化を図るため、西ノ山集団茶園の交流施設のさらなる整備と、近接する末山・くつわ池自然公園の発展的整備を行ってまいります。

また、湯屋谷・奥山田地区への路線バスの延伸を支援し、観光客等の移動手段の確保を図ってまいります。

なお、日本緑茶発祥の地をはじめとする本町の地域ブランドのさらなる発信と交流につなげるため、中国雲南省と「お茶」をテーマとした交流を継続するとともに、新たに、英語圏の地域との現地交流をも見据えた、中学生を対象とする国内イングリッシュキャンプを実施し、関係機関と連携しながら国際交流の担い手の育成に取り組んでまいります。

住むことと働くことは切り離すことはできません。移住定住希望者等には、京都府等の制度も活用しながら、就業マッチングや起業支援を進めてまいります。

また、京都ジョブパーク等の専門機関と連携しながら、町内企業と求職者の接点を増やすための取り組みを進めますとともに、引き続き町内事業者に対して、町内在住者を正規雇用した場合や町外からの移住に係る経費等への支援を行うことで、総合的な町内雇用の促進を図ってまいります。

中小・小規模企業者の経営等への支援としましては、宇治田原まちの元気な企業応援事業として、新たな事業継承支援を補助メニューに追加し、多様な企業の育成等を図ってまいります。

このほか、新規創業する個人・法人への創業経費に対する町独自の支援や、京都府制度のもと、空き家等を活用した起業への支援などにより、町内における企業の成長と新たな事業の創出につなげてまいります。

本年10月には消費税の引き上げが予定されています。低所得者や子育て世代を対象に、町内店舗等で使えるプレミアム付の商品券を発行し、消費税引き上げによる影響の緩和や地域の消費喚起・下支えを図ってまいります。

日本緑茶発祥の地としての歴史や、宇治茶ブランドを支える一大産地としての宇治田原町を町内外に広く発信していくため、高級茶の生産に欠かせない茶園被覆棚に対する支援や既存集団茶園の再造成など、地場産業のさらなる振興を図ってまいります。

町内産のお米については、ハートのまちのブランド米として商品化や学校給食等での活用を調査研究してまいります。

このほか、農業振興については、現在、共同利用する農業機械等の新規導入に対して支援を行っておりますが、機械等の買いかえや一定規模以上の経営拡大を行った個人農

業者も支援対象に含め、適用対象者を拡大し、農業の近代化を進め、生産性の向上を図ってまいります。

有害鳥獣対策については、引き続き狩猟免許取得等への支援や被害防止・駆除事業を行いますとともに、野猿による被害に対しては、追い払い等のほか、モンキードッグの試行導入に向けて研究をさらに進めてまいります。

また、森林が有する水源涵養などの機能回復を図るため、森林整備に対し新たに支援を開始するとともに、森林資源の有効活用と地域活性化のため、林業関係者や団体とともに木の駅プロジェクトの実現に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、子どもを産み育てる環境と教育環境の充実をはじめ、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、共生の心を育むまちづくりを推進する「子育てと学びを応援するまち」であります。

本町における地域の創生と人口減少対策のため、総合計画、総合戦略それぞれに共通するまちづくり戦略については、出生率を向上するための施策展開を掲げております。引き続き、これら戦略に基づき、出産や子育てに関する不安を解消するための切れ目のない支援や負担軽減への取り組みと、特徴ある教育プログラムの実施により、子どもの可能性を伸ばす環境づくりを進めてまいります。

子どもはまちの未来であるという子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、さまざまな子育て支援、少子化対策事業を進めているところです。

現行の子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成31年度が5カ年計画の最終年となりますことから、新たな子ども・子育て事業の充実に向けた取り組み方針の検討を進め、新計画を策定してまいります。

子育て支援の核となる地域子育て支援センターにおいては、引き続き、母子保健と連携した妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない包括的な支援を進めますとともに、子育て家庭の個人ニーズに応じた情報提供や相談のほか、あそびの広場、おでかけ広場などの身近な場での参加型事業を行ってまいります。加えて、子育て中の親の学びの場や活躍の場を提供し、親が楽しんで子育てできる環境づくりを通じて、地域での全員参加による子育ての場を拡大してまいります。

一方、国において働き方改革、一億総活躍が強く打ち出されている今、本町だからこそできる、きめ細やかで手厚い保育を進める必要があります。

町立保育所「あゆみの園」においては、平成29年度に一時保育のための園舎を増築、今年度は子どもの健全な成長のための園庭の整備など、拡大・多様化するニーズに対応

できるよう保育の充実を図ってまいりました。さらに、平成31年度は、年長児を対象に、社会生活に必要なコミュニケーションや自立できる力を向上させることにより、就学へ向けての発達支援を図るため、遊びなどを通じたソーシャルスキル・トレーニングを開始します。

小学生児童を対象とする学童保育につきましては、これまでに整備を進めてきた育成施設において、子どもたちが心身健やかに育成されるよう運営体制の充実に取り組んでまいります。

これらに加え、子育ての負担軽減のため、引き続き本町独自でおむつ等の育児用品の購入費用への支援や保育料の軽減を行うほか、中学校修了までの児童生徒を対象とする子育て支援医療費について、府制度を上回る自己負担額への支援を行います。

若い視点での少子化対策事業として、引き続き、庁内若手職員らで構成するプロジェクトチームにおいて、柔軟な発想による企画や取り組みを進めてまいります。

特徴ある教育プログラムの推進と、誇りを持ってふるさとを語れる子どもを育成することは、地域創生や移住定住にもつながる非常に重要な視点でありますことから、学校教育と社会教育を通じ、このまちで生まれ育つ子どもたちへ、そして、あらゆる世代の住民の方々にふるさとへの愛着と誇りを醸成してまいりたいと考えております。

引き続き、本町ならではの特色ある教育として、寺子屋「うじたわら学び塾」を開設し、町内の大学生・高校生をはじめとする地域ぐるみでの学びを推進してまいります。

学校教育においては、小学校から中学校までの義務教育9年間での一貫教育の推進により、学力をはじめ、社会性やコミュニケーション力など、ふるさとを愛し、未来に羽ばたく子どもの育成を図ってまいります。

また、これまでの小中一貫の審議等を継承する中で、新たな検討会議を立ち上げ、住民の皆様よりいただいた意見などをもとにした検討・協議を進めてまいります。

小中学校における教育環境の充実に向けては、両小学校において、平成29年度以降、国からのモデル受託事業としてカリキュラム・マネジメントを研究・実践し、漢字のモジュール授業や時間が増加する外国語授業を先行実施しております。加えて、平成31年度は、両小学校への学力向上補助教員を2名増員することにより、それぞれの個別任務も設定し、より効果的な指導を進めてまいります。

さらに、情報活用能力等の育成のため、小中学校へのプログラミング教育に対応したソフトの整備や、中学校へのタブレット端末の導入など、学校ICT環境の整備を行います。

また、引き続き、子どもの通学手段の確保と町独自の支援、経済的な支援が必要な家庭への支援制度を適切に実施するほか、全国に誇れる本町の安心・安全な給食の提供と食育の推進のため、学校給食共同調理場の着実な運営に取り組んでまいります。

生涯学習については、住民一人一人が生涯の各時期に応じた内容を自ら選択し、学習できる多様な情報提供に努めますとともに、関係機関、人材の連携・ネットワークを強化し、生涯学習講座グリーンライフカレッジをはじめとする学習機会の提供を進めてまいります。

地域資源を生かした社会教育の場として、奥山田ふれあい交流館の敷地において、これまでから奥山田地内で採掘された化石をテーマとした体験学習スペースや、多世代の住民や来訪者の憩いの場となる公園の整備を進めています。平成31年度は、座学教室や展示室の機能をあわせ持つ部屋を整備するとともに、施設を活用した体験やイベントを開催します。なお、これら施設の運営に当たっては、地域の活性化にも資することを狙いに、地域住民等との連携を進めてまいります。

以上、第5次まちづくり総合計画に掲げるこれら4つのまちづくり目標に加えまして、まちづくりの目標を推進するに当たって共通する2つの行政基本姿勢に基づき、庁内の関係各課が密接な連携を図りつつ、さまざまな施策を積極的に実施してまいりたいと考えます。

各施策の推進に当たっては、平成29年度に外部有識者等の意見を踏まえ策定いたしました第6次行政改革大綱及び同実施計画に基づき、その改革に向けた3つの柱である健全な財政運営、行政課題に応じた組織の構築と人材育成、住民満足度の向上につながる行政サービスの提供、これらの取り組みを着実に進めることが必要と捉えております。

このため、同大綱に掲げる行政改革の考え方「チャレンジ精神と努力を積み上げ、明日の宇治田原を拓く」というキャッチフレーズのもと、職員の主体性やチャレンジ精神を高め、一人一人の能力、意欲、発想を生かし、効率的かつ効果的な行財政運営を進めてまいります。

冒頭に申し上げましたように、平成31年度には第5次まちづくり総合計画の改定を予定しているところですが、その策定と推進を位置づけてまいるまちづくり総合計画推進条例には、住民と町が協力しながらともに歩いていく、また、町が地域課題に対し責任を持ち、主体的に公的な活動を行うことを前提としつつ、地域での自主的なつながりと活動を尊重し、また、協力して対応していくパートナーシップの構築という考え方を謳っております。これは、私が常々申し上げております「百万一心」という言葉とその

信念を同じくするものと考えております。

まちづくりのあらゆる取り組みにおいて、地域の人たち同士の絆、それを支える役場職員間の絆、そして地域の人たちと役場職員との絆、この3つの絆をしっかり結び合い、その推進に努める。そして、「絆で輝く 未来を創る交流のまち」へ、私はその先頭に立って全力を尽くしてまいります。

これまで申し上げました諸施策、諸事業を推進するためには、議員各位をはじめ、住民の皆様、本町にかかわる全ての方々のご協力が不可欠であります。どうぞ、まちづくりの推進になお一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

なお、本日ご提案させていただきます議案は、平成31年度一般会計当初予算案をはじめとする予算関係11件、条例関係1件、一般議案2件、人事関係2件の合計16件及び報告1件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報告第1号上程、専決処分の報告

○議長（谷口 整） 次に、日程第4、報告第1号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、和解及び損害賠償の額の専決処分につきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項として専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

平成30年7月9日午前10時19分ごろ、町職員の運転するダンプトラックが国道307号線を北上し、郷之口下町交差点を右折した際、前方から直進してきた車両と衝突し、相手方車両正面部分に損害を与えたものでございます。

当事故に関しましては、相手方と協議をいたしました結果、当方40%、相手方60%の過失割合とし、相手方車両の修繕費用として、損害賠償額38万9,200円で和解したものでございます。

なお、今後とも、職員に対する安全運転の励行について、さらに徹底を図ってまいり

たいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） これにて報告を終了いたします。

◎議案第15号、議案第16号の一括上程、説明

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第5及び日程第6、議案第15号及び議案第16号の2議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第15号及び議案第16号の2議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第15号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現人権擁護委員の潮見博司氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、法務大臣に対して同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

潮見氏におかれましては、平成12年10月から現在に至るまで6期18年9カ月、人権擁護委員を務められ、人権問題に深い理解と認識のもと、積極的に取り組んでいただいております。人格高潔にて地域事情にも明るく、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として最適任者であることから、候補者として引き続き推薦させていただきたいと考えております。

次に、議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現人権擁護委員の矢野登代子氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、法務大臣に対して同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

矢野氏におかれましては、平成25年4月から現在に至るまで2期6年3カ月、人権擁護委員を務められ、人権問題に深い理解と認識のもと、積極的に取り組んでいただいております。人格が高潔にて地域の事情にも明るく、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として最適任者であることから、候補者として引き続き推薦させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） ただいま議題となりました議案第15号及び議案第16号についま

しては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

◎議案第1号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第7から日程第20まで、議案第1号から議案第14号までの14議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、日程第7から日程第20まで、議案第1号から議案第14号までの14議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)につきましては、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は3,843万9,000円を減額し、補正後の予算総額を61億3,998万7,000円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、主なものをご説明申し上げます。

町税では、町民税4,024万5,000円、固定資産税948万9,000円、軽自動車税34万4,000円を追加するとともに、町たばこ税389万3,000円を減額し、合計で4,618万5,000円を追加しております。

地方交付税では、普通交付税2,811万9,000円を追加しております。

分担金及び負担金では、4,434万2,000円を追加しております。

国庫支出金では、防災・安全交付金1,647万5,000円などを追加するとともに、公共土木施設災害復旧費負担金5,038万8,000円などを減額し、合計で2,589万2,000円を減額しております。

府支出金では、企業立地基盤整備事業費補助金764万3,000円などを追加するとともに、森林適正整備推進事業補助金519万8,000円などを減額し、合計で1,796万1,000円を追加しております。

財産収入では、町有林樹木伐採売払収入607万円を追加するなど、合計で490万3,000円を追加しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金700万円、新庁舎建設寄附金200万円などを追

加し、合計で920万円を追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金3,000万円、公共施設整備基金繰入金4,000万円などを減額し、合計で7,500万円を減額しております。

繰越金では、前年度繰越金7,039万5,000円を追加しております。

町債では、道路橋梁改良舗装事業債4,420万円、都市公園整備事業債4,880万円などを減額し、合計で1億5,799万6,000円を減額しております。

次に、歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

総務費では、財政調整基金積立7,000万円などを追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、新庁舎建設事業費735万2,000円などを減額し、合計で7,361万9,000円を追加しております。

民生費では、決算見込みに伴う補正として、障がい者自立支援給付等事業費2,225万8,000円を追加するとともに、介護保険特別会計繰出金493万7,000円などを減額し、合計で1,288万1,000円を追加しております。

衛生費では、決算見込みに伴う補正として、城南衛生管理組合ごみ・し尿負担金1,038万8,000円を減額しております。

農林水産業費では、国の追加配分予算を受け京都府が実施する大福茶園再造成事業費5,296万7,000円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、ふるさとの森林整備推進事業費620万5,000円を減額し、合計で4,676万2,000円を追加しております。

土木費では、決算見込みに伴う補正として、新市街地都市公園整備事業費6,289万円などを減額し、合計で7,457万7,000円を減額しております。

消防費では、決算見込みに伴う補正として、団員報酬等及び支部活動補助金459万1,000円、消防事務委託費391万6,000円などを減額し、合計で1,026万3,000円を減額しております。

教育費では、決算見込みに伴う補正として、学校施設環境整備事業費213万1,000円などを減額し、合計で532万3,000円を減額しております。

災害復旧費では、決算見込みに伴う補正として、公共土木施設災害復旧費6,147万7,000円などを減額し、合計で6,799万円を減額しております。

公債費では、決算見込みに伴う補正として、長期債元利償還金49万5,000円などを減額し、合計で105万2,000円を減額しております。

「第2表 繰越明許費補正」につきましては、新庁舎建設事業費、地籍調査事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費、町道新設改良事業費、道路施設長寿命化修繕事業費、林業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

「第3表 地方債補正」につきましては、事業費の確定により起債対象額が変更になったため、既定の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第2号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、保険給付費における医療費見込み額の増加等により955万4,000円を追加し、補正後の予算総額を11億4,732万円とするものでございます。

歳入では、府支出金955万4,000円を追加しております。歳出では、保険給付費965万4,000円を追加し、保健事業費10万円を減額しております。

次に、議案第3号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い補正を行うものでございます。

保険事業勘定では、補正額3,600万8,000円を減額し、補正後の予算総額を7億7,805万5,000円とするものでございます。

歳入では、保険料948万2,000円、繰越金961万4,000円などを追加し、国庫支出金1,595万2,000円、支払基金交付金1,980万3,000円、府支出金339万3,000円を減額しております。歳出では、基金積立金458万9,000円などを追加し、保険給付費4,075万4,000円などを減額しております。

介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い、補正額は336万円を追加し、補正後の予算総額を820万7,000円とするものでございます。

次に、議案第4号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、各種事業の決算見込みに伴い補正するもので、補正額1,463万円を減額し、補正後の予算総額を6億8,155万3,000円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入では、分担金及び負担金808万7,000円、諸収入1,623万9,000円を追加するとともに、使用料及び手数料342万1,000円、国庫支出金2,028万円、繰入金718万7,000円、繰越金46万8,000円、町債760万円をそれぞれ減額し、歳出で

は、総務費1,026万2,000円、公共下水道事業費303万3,000円、公債費133万5,000円をそれぞれ減額しております。

「第2表 繰越明許費」につきましては、公共下水道管渠整備に係る事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

「第3表 地方債補正」につきましては、公共下水道事業債などについて、事業費の決算見込みから起債対象額が変動したため、既定の限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第5号、平成30年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、決算見込みに伴い補正を行うものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で121万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3億887万4,000円に、水道事業費用で577万円を減額し、補正後の予算総額を2億8,440万円とするものでございます。

水道事業収益では、営業外収益で長期前受金戻入121万7,000円を追加しております。

水道事業費用では、営業費用で原水及び浄水費1,082万7,000円を減額するとともに、資産減耗費123万円を追加し、営業外費用で消費税382万7,000円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1,009万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億3,142万6,000円に、資本的支出で97万3,000円を減額し、補正後の予算総額を2億1,683万1,000円とするものでございます。

資本的収入では、企業債650万円、負担金359万4,000円をそれぞれ追加しております。

資本的支出では、建設改良費で拡張事業費97万3,000円を減額しております。

次に、議案第6号、平成31年度宇治田原町一般会計予算につきましては、第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、役場新庁舎の建設など、まちづくりの根幹をなす重点事業を推進するとともに、人口減少対策と地域創生の着実な推進を図るため、「新時代に向かって躍進する宇治田原予算～ハートあふれるまちを目指して～」と題して、高齢者施策や少子化対策、まちの基盤整備、移住・定住施策、観光振興等の重点施策を中心に積極かつ重点的に予算配分を行い、対前年度比16.2%増、金額にして8億6,700万円増の予算総額を62億500万円とした過去最大となる積極型予算を編成したところ

でございます。

「第1表 歳入歳出予算」の歳入につきましては、地方財政計画に見込まれている数値や収入見込み額等をもとに適切な歳入見積額の算定に努め、収支の均衡を図り、予算を計上しております。

町税では、前年度収入見込み額や今後の景気動向等を考慮し、全体で1.7%増の15億9,452万6,000円を計上しております。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、平成31年度より創設される森林環境譲与税を地方財政計画等をもとに算定し、全体で4,680万円を計上しております。

地方消費税交付金などの各種交付金は、前年度収入見込み額及び地方財政計画をもとに算定し、合計で2.6%減の2億3,657万円を計上しております。

地方交付税は、国の地方財政計画において総額で増額が示されているところではありますが、本町での普通交付税は5%増の8億4,000万円で計上するとともに、特別交付税も12%増の1億4,000万円を見込み、地方交付税全体として5.9%増の9億8,000万円を計上しております。

分担金及び負担金は、土地改良事業分担金の減などにより、27.4%減の4,457万5,000円を計上しております。

使用料及び手数料は、前年度収入見込み額等をもとに算定し、1.9%減の4,442万8,000円を計上しております。

国庫支出金は、防災・安全交付金等の増により、21.8%増の6億756万8,000円を計上しております。

府支出金は、共同製茶等省力化推進事業補助金等の増により、4.1%増の3億3,991万9,000円を計上しております。

財産収入では、各種基金の運用利子などであり、前年度収入見込み額等をもとに算定し、69.2%減の110万1,000円を計上しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金の増により、150%増の5,000万1,000円を計上しております。

繰入金は、歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金2億7,500万円を計上するとともに、事業の特定財源として、庁舎建設基金繰入金1億4,540万円、公共施設整備基金繰入金7,000万円、地域づくり振興基金繰入金3,020万円、ふるさと応援基金繰入金3,000万円、地域福祉振興基金繰入金217万円等を計上し、合計

で31.5%減の5億5,277万円を計上しております。

繰越金では、決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越すものとして、1,000万円を計上しております。

諸収入では、前年度収入見込み額等をもとに算定し、57%増の6,544万2,000円を計上しております。

町債では、地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債を4.8%減の2億円を計上する一方で、庁舎建設事業債等の建設事業債を159.9%増の14億3,130万円を計上するなど、合計で118.6%増の16億3,130万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、議会費では、議員報酬や議会の活動に要する経費など8,822万9,000円を計上しております。

総務費では、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費の6項目で16億8,346万1,000円を計上しております。

総務管理費では、新庁舎建設基本構想及び同計画に基づく新庁舎建設の経費をはじめ、新庁舎の什器整備・移転計画の策定経費、第5次まちづくり総合計画改定の経費などで15億6,135万2,000円を計上しており、徴税费では、京都地方税機構負担金や固定資産評価整備事業費など7,657万4,000円、選挙費では、選挙管理委員会の運営経費をはじめ、参議院議員通常選挙及び京都府議会議員一般選挙に要する経費として1,247万3,000円を計上しております。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費の2項目で12億5,686万6,000円を計上しております。

社会福祉費では、出生から中学校修了まで医療費助成を行う子育て支援医療費支給事業をはじめ、老人福祉センターの運営費など8億3,023万8,000円を計上しており、児童福祉費では、子ども・子育て支援の指針となる事業計画策定経費、育児用品の購入助成事業費、保育所の運営経費など4億2,662万8,000円を計上しております。

衛生費では、保健衛生費、清掃費の2項目で3億4,664万2,000円を計上しております。

保健衛生費では、第2次健康増進計画策定に要する経費をはじめ、ウォーキング講座開催の経費、各種がん検診をはじめ、高齢者人間ドック事業などの各種検診事業に要する経費、環境活動を促進する経費など1億3,970万4,000円を計上しており、

清掃費では、ごみ処理に要する城南衛生管理組合への負担金、不燃物収集事業費や資源化物収集事業費など2億693万8,000円を計上しております。

労働費では、町内企業の雇用や就業者の町内移住の促進を図るための経費をはじめ、林業従事者の雇用確保のため、町有林を適切に管理する経費として1,618万1,000円を計上しております。

農林水産業費では、農業費、林業費、水産業費の3項目で1億5,987万円を計上しております。

農業費では、農業振興地域整備計画の策定の経費をはじめ、「ハートのまちのブランド米」のブランド化に向けた調査研究に要する経費など1億2,027万8,000円を計上しており、林業費では、森林所有者等が行う森林境界の明確化等を支援する経費、町内森林資源の有効活用と地域活性化のため、木の駅プロジェクトの調査研究に要する経費、有害鳥獣駆除や被害防止のほか、モンキードックの試行導入に向けた研究に要する経費など3,944万2,000円、水産業費では、漁業組合助成金15万円を計上しております。

商工費では、多様な企業の育成のため、販路開拓、新製品等の開発及び経営改善、事業継承の支援に要する経費をはじめ、プレミアム付商品券発行事業、お茶の京都観光まちづくり推進事業、末山・くつわ池自然公園の施設整備費など1億2,903万9,000円を計上しております。

土木費では、土木管理費、道路橋梁費、河川費、住宅費、都市計画費の5項目で12億7,804万6,000円を計上しております。

土木管理費では、一般管理経費5,686万円を計上しており、道路橋梁費では、平成35年度完成予定の新名神高速道路の建設にあわせて整備する宇治田原山手線の工事委託費をはじめ、新市街地との連絡道路として整備する南北線等の道路工事等に係る経費、災害時に備えた避難経路や迂回路の確保を検討する調査の経費、町道新設改良事業費など6億5,920万5,000円、河川費では255万円、住宅費で141万2,000円、また、都市計画費では、都市計画に関する基礎調査に係る経費をはじめ、空家等総合対策事業、新市街地都市公園整備事業など、合わせて5億5,801万9,000円を計上しております。

消防費では、京田辺市に消防事務を委託する経費をはじめ、消防団活動に要する経費など2億5,407万4,000円を計上しております。

教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の5項目で

5億2,200万円を計上しております。

教育総務費では、小中一貫教育のさらなる推進を図るための経費をはじめ、小中学生を対象に学びの場を創出する寺子屋「うじたわら学び塾」の運営経費、高校生通学費補助金など1億2,054万6,000円を計上しており、小学校費では、各小学校の学力向上のための補助教員を増員する経費をはじめ、特別支援補助教員を各小学校に配置する経費、学力診断テストの実施、診断結果を活用するための経費など7,157万5,000円を、中学校費では、情報活用能力を育成するためのタブレット導入などの情報ネットワーク機器の更新の経費をはじめ、英語力向上推進事業費など5,222万1,000円を計上しております。

また、社会教育費では、奥山田化石ふれあい広場整備事業をはじめ、その運営経費、生涯学習推進事業、文化財管理保全事業、総合文化センター維持管理経費など1億4,911万6,000円を計上しており、保健体育費では、体育協会助成金をはじめ、生涯スポーツ振興プランを策定する経費、体育施設運営経費など1億2,854万2,000円を計上しております。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費として、農地農業用施設災害復旧費、林業施設災害復旧費で919万9,000円、公共土木施設災害復旧費で2,008万4,000円、合わせて2,928万3,000円を計上しております。

次に、「第2表 債務負担行為」につきましては、固定資産評価整備事業の平成33年度まで、健康増進計画等策定事業の平成32年度までの債務負担の限度額を定めるものでございます。

次に、「第3表 地方債」につきましては、情報伝達システム整備事業費をはじめとする10の起債について限度額を定めるものでございます。

次に、議案第7号、平成31年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ10億9,898万3,000円で、前年対比0.4%減額となっております。

歳入では、国民健康保険税2億2,367万6,000円、府支出金7億6,578万3,000円、繰入金1億773万1,000円などを計上しております。

歳出では、保険給付費7億4,119万円、国民健康保険事業費納付金3億574万9,000円、保健事業費2,215万2,000円などを計上しております。

議案第8号、平成31年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,560万8,000円で、前年対比4.2%の

増額となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料8,575万9,000円、繰入金2,754万円などを計上しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億989万1,000円などを計上しております。

議案第9号、平成31年度宇治田原町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ7億8,242万9,000円で、前年対比2.8%の減額となっております。

保険事業勘定の歳入では、保険料1億7,483万2,000円、国庫支出金1億5,647万9,000円、支払基金交付金1億9,568万5,000円、府支出金1億1,363万1,000円、繰入金1億3,657万4,000円などを計上しており、歳出では、保険給付費7億345万6,000円、地域支援事業費5,011万2,000円などを計上しております。

介護サービス事業勘定の歳入では、サービス収入として予防給付費収入490万2,000円、歳出では、事業費として居宅介護支援事業費490万2,000円などを計上しております。

次に、議案第10号、平成31年度宇治田原町水道事業会計予算につきましては、支出予算総額は5億6,830万2,000円で、前年対比17.3%の増額となっております。

まず、収益的収入及び支出の予算につきましては、水道事業収益2億9,272万9,000円、水道事業費用2億6,836万円を計上しております。

水道事業収益では、営業収益の給水収益2億1,430万3,000円、営業外収益の受取利息6万2,000円などを計上しており、水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費6,000万3,000円、減価償却費1億1,490万5,000円、営業外費用での支払利息及び企業債取扱諸費1,144万5,000円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、資本的収入2億2,989万2,000円、資本的支出2億9,994万2,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債2億590万円、負担金1,996万9,000円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の配水設備改良費5,470万円、拡張事業費4,430万円、改良事業費1億2,570万円、企業債償還金5,280万5,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,005万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、議案第11号、平成31年度宇治田原町下水道事業会計予算につきましては、平成31年4月1日から地方公営企業法適用により、従来の官公庁会計方式による特別会計から地方公営企業会計に移行しております。

支出予算総額は10億2,090万1,000円となっております。

収益的収入及び支出の予算額につきましては、下水道事業収益5億5,885万9,000円、下水道事業費用5億4,911万7,000円を計上しております。

下水道事業収益では、営業収益の下水道使用料8,659万6,000円、営業外収益の他会計補助金2億3,912万3,000円などを計上しており、下水道事業費用では、営業費用の処理場管理費9,215万5,000円、減価償却費3億3,018万6,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費5,097万9,000円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、資本的収入3億2,604万6,000円、資本的支出4億7,178万4,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債2億340万円、国庫補助金1億1,200万円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の管渠等建設費2億6,210万円、企業債償還金1億8,591万9,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,573万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、議案第12号、宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、本町の公共下水道事業について、事業着手から20年以上が経過し、平成29年度末の普及率が80%を超える一方、全国的に将来人口の減少等が想定される中、本町においても下水道使用料の大幅な増収は見込むことが難しい状況でございます。

このことから、経営成績や財政状況等を的確に把握し、維持管理や更新等の経費の確保に努め、今後は経営基盤の強化と財政マネジメントの向上、持続可能な事業運営を目指し、平成31年4月1日から地方公営企業法を適用するため、水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するとともに、附則において関係条例の改正及び廃止をするものがございます。

次に、議案第13号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施

設) につきましては、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の指定期間が平成31年3月31日に満了することに伴い、引き続き、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設については、住民参画で描いたやんたん未来プランに基づき整備を進め、平成30年6月から、湯屋谷地域の住民が中心となって組織された1738やんたん里づくり会が指定管理者となって、施設の維持管理や来訪者のおもてなしを担ってきたものであり、同会が引き続き管理運営を行うことにより、効果的かつ円滑な業務遂行が期待できることから、指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

次に、議案第14号、和解及び損害賠償の額の決定につきましては、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件は、平成30年8月23日午前11時30分ごろ、町職員の運転する塵芥収集車が城南衛生管理組合クリーン21長谷山取付道路から町道2の2号線に右折で進入した際、右方面から直進してきた車両と衝突し、相手方を負傷させるとともに、車両の正面部分に損害を与えたものでございます。

当事故に関しましては、職員が運転注意を怠ったことが主な原因でありますことから、相手方と協議をいたしました結果、当方90%、相手方10%の過失割合とし、相手方の治療費等及び車両の修繕費用として、合計損害賠償額122万1,796円で和解するものでございます。

なお、今後とも、職員に対する安全運転の励行について、さらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号までの11議案を予算特別委員会に、議案第12号から議案第14号までの3議案を総務建

設常任委員会に付託することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、14議案につきましては予算特別委員会及び総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は3月7日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日付託をいたしました各議案につきましては、それぞれ所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 本 精

署 名 議 員 浅 田 晃 弘